

浮遊粒子状物質対策の条文見直し【第 1、3、9 条関係】

改正内容

- 浮遊粒子状物質（以下「SPM」という。）は、協定締結工場のある周辺地域を含む県全域で環境濃度が低下傾向にあり、平成 26 年度以降継続して環境基準達成率が 100% となっていることを踏まえ、その原因物質である硫黄酸化物、ばいじん及び揮発性有機化合物の規定うち、SPM対策に関する条文を見直す。

1 環境の状況

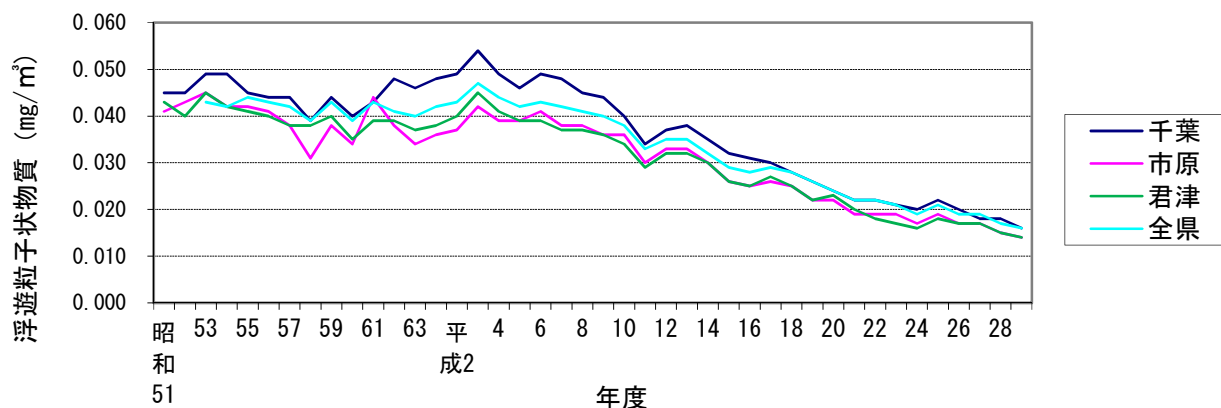


図1 周辺地域別のSPM年平均値の推移

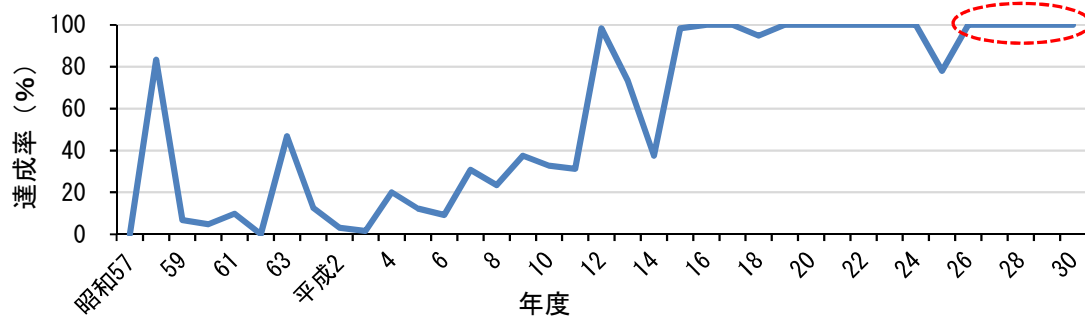


図2 周辺地域のSPM環境基準達成率の推移

2 今回の協定改定の内容

(1) 対策の改善を要請する規定の見直し【第 1、3、9 条関係】

環境基準を達成するため、行政が工場に硫黄酸化物、粉じん及び揮発性有機化合物の対策の改善を要請する規定があるが、環境基準を継続して達成している現状を踏まえて規定を見直す。

(2) 硫黄酸化物の排出量を上乘せして削減する規定の廃止【第 1 条関係】

環境基準を達成するため、工場の硫黄酸化物の排出量を 17%削減する規定を設けているが、環境基準を継続して達成していることから当該規定を廃止する。